

初任者研修情報開示

情報の種類	内容
法人情報	株式会社 土屋 岡山県井原市井原町 192 番地 2 久安セントラルビル 2 階 代表取締役 大山敏之
研修機関情報	土屋ケアカレッジ関西 〒660-0881 兵庫県尼崎市昭和通 3-90-1KR ビルディング 301 【経営理念】介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として実施する。 【学則】別紙の「学則」とおり
研修の概要	別紙の「学則」とおり
課程責任者	中原しのぶ
講師一覧	別紙「講師一覧」のとおり
施設設備・備品	別紙の「実技演習使用備品等一覧」のとおり
研修カリキュラム	別紙「シラバス」のとおり
連絡先	(お申込み・資料請求先) 土屋ケアカレッジ関西運営事務局 TEL : 050-3138-2024 Mail:college@care-tsuchiya.com Web: https://tcy-carecollege.com/

土屋ケアカレッジ 介護職員初任者研修 学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業者が実施する

株式会社 土屋

岡山県井原市井原町 192 番地 2 久安セントラルビル 2 階

(目的)

第2条 介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として実施する。

(実施課程および形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

介護職員初任者研修課程（通信形式）

(研修事業の名称)

第4条 研修名称は『土屋ケアカレッジ介護職員初任者研修』とし、令和6年度は10回研修を実施する。各研修事業名称については、第5条のとおりにする。

(研修実施期間)

第5条 令和6年度の研修事業は、次のとおり実施する。

ただし、開講必要人数は3名とする。

通し 番号	研修事業名	研修事業の期間	研修事業の継続が困難になったとき、協力事業者が新たに受講料を徴収する場合の上限額
1	土屋ケアカレッジ介護職員初任者研修通信制4月通常コース	令和6年4月1日～令和6年6月24日	15,000円
2	土屋ケアカレッジ介護職員初任者研修通信制5月最短コース	令和6年5月7日～令和6年6月9日	15,000円
3	土屋ケアカレッジ介護職員初任者研修通信制6月短期コース	令和6年6月4日～令和6年7月17日	15,000円
4	土屋ケアカレッジ介護職員初任者研修通信制8月最短コース	令和6年8月6日～令和6年9月17日	15,000円
5	土屋ケアカレッジ介護職員初任者研修通信制9月通常コース	令和6年9月2日～令和6年11月25日	15,000円
6	土屋ケアカレッジ介護職員初任者研修通信制9月最短コース	令和6年9月3日～令和6年10月6日	15,000円
7	土屋ケアカレッジ介護職員初任者研修通信制11月短期コース	令和6年11月5日～令和6年12月18日	15,000円
8	土屋ケアカレッジ介護職員初任者研修通信制1月通常コース	令和7年1月6日～令和7年3月31日	15,000円
9	土屋ケアカレッジ介護職員初任者研修通信制2月最短コース	令和7年2月4日～令和7年3月9日	15,000円
10	土屋ケアカレッジ介護職員初任者研修通信制3月短期コース	令和7年3月11日～令和7年4月23日	15,000円

(受講対象者)

第6条 受講対象者は次の者とする。

- (1) 兵庫県内または兵庫県近郊在住・在勤で通学可能な者
- (2) 株式会社土屋の社員で、研修を必要とする者

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。(金額はすべて税込)

- (1) 受講料 44,000円(傷害・賠償保険料含む)
- (2) テキスト代 5,000円
- (3) 補講料 補講：原則無料。ただし、6科目以降は1科目につき
5,500円(消費税込み)を徴収
- (4) 納付方法 一括納入
- (5) 納付期限 受講開始当日開講前まで

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする

- 介護職員初任者研修テキスト(中央法規出版株式会社)
- 訪問介護の手引き(兵庫県発行サブテキスト)

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙1「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は、別紙4「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙2-1「担当講師一覧」のとおりとする。

(募集手続き)

第12条 募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 申込み方法：電話・メール・Webにて受付。運営事務局は受付後、受講者に受講決定通知をメールにて送付。

申込み先：土屋ケアカレッジ運営事務局

TEL：050-3138-2024

Mail：college@care-tsuchiya.com

Web：https://tcy-carecollege.com/

受講決定方法：申し込み受付後定員調整の上決定

(応募者多数の場合の決定方法：申込順)

(2) 当社は、書類審査の上、受講者の決定を行い受講の決定を受講者あてに通知する。

(3) 受講の決定を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。

(4) 当社は、受講料等の納入を確認した後、初回授業の際に教材を手渡しする。

(科目の免除)

第13条 科目の免除についてはこれを認めない。

(通学・通信形式の実施方法)

第 14 条 通学形式については、次のとおり実施する。

(1) 学習方法

対面による面接授業の実施。

実施場所：土屋ヶアカレッジ尼崎教室

(2) 評価方法

科目の研修をすべて修了し、介護に必要な基礎的知識の理解の確認（口頭試験）を受け、生活支援技術の習得状況を確認（実技試験）した上で、修了時評価を受けた後、筆記試験の評価を受ける。

終了筆記試験の認定基準は以下の通り。

(A=90 点以上、B=80～89 点、C=70～79 点、D=70 点未満)

尚、評価 C 以上を合格とする。

(3) 個別学習への対応方法

受講期間中、随時講師への質問・相談を受け付ける。

通信形式については、次のとおり実施する。

(1) 学習方法

添削課題を提出期限までに提出することとする。ただし、合格点に達しない場合は、合格点に達するまで再提出を求める。

(2) 評価方法

添削課題については、課題の理解度及び記述の的確性、論理性に応じて、担当講師が A、B、C、D の評価を行うこととする。

(A=90 点以上、B=80～89 点、C=70～79 点、D=70 点未満)

尚、評価 C 以上を合格とする。

(4) 個別学習への対応方法

受講生の質問については、FAX（番号：050-3457-9334）で受け付ける。

(修了の認定)

第 15 条 修了の認定は、次の修了評価（成績評価及び筆記試験）を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

(1) 成績評価は、兵庫県介護員養成研修事業者指定要綱別紙 2-1「各項目の到達目標、評価、内容」において定められている「修了時の評価のポイント」に沿って、担当講師が科目ごとに行い、各受講者の知識・技術等の習得度に基づいて項目全体の評価を行う。また、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。実技試験は、「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」の面接授業内で行う。成績評価で知識・技術等の習得が十分でないと評価された者は必要に応じて補講等を行い、筆記試験より前に到達目標に達するように支援する。

(2) 筆記試験は、第 9 条に定めるカリキュラムを全て履修した者に対して行う。

(3) 評価基準は次のとおり理解度及び実技習得度の高い順に A、B、C、D の 4 区分で評価したうえで、C 以上の評価の受講者で評価基準を満たしたものと認定する。
評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講などを行い、基準に達するまで再評価を行う。

認定基準（100 点を満点とする）

A=90 点 B=80~89 点、C=70~79 点、D=70 点未満

（研修欠席者の扱い）

第 16 条 理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。
また、やむを得ず欠席する場合には必ず「欠席届」を提出する。

（補講の取り扱い）

第 17 条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、土屋ケアカレッジ所属の当該科目の講師要件を満たす講師が補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

（受講の取り消し）

第 18 条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- (3) 反社会的勢力またはその関係者と認められる者

（修了証明書の交付）

第 19 条 修了を認定された者には、当社において兵庫県介護員養成研修事業者指定要綱 7 に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

（修了者管理の方法）

第 20 条 修了者管理については、つぎにより行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し永久保存するとともに、兵庫県が指定した様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。
修了証の再発行手数料は 1,000 円＋発送費用（代引き手数料＋送料）とする。

（公表する情報の項目）

第 21 条 兵庫県介護員養成研修事業者指定要綱 6 に規定する情報の公表に基づき、当社ホームページ（<https://tcy-carecollege.com/>）において開示する内容は、以下のとおりとする。

(1) 研修機関情報

法人格、法人名称、住所、電話番号、代表者名、教育事業の概要、法人財務情報、事業所の名称、事業所の住所、理念、学則、研修施設、設備、在籍講師数（専任・兼任別）、沿革、事業所の組織

(2) 研修事業情報

研修の概要（対象、研修スケジュール、定員、実習の有無、研修受講手続き、費用、留意事項）、研修カリキュラム（科目別シラバス、担当講師一覧、研修の特色）、通

信講習の科目及び時間、指導体制・指導方法、修了評価（評価方法、評価者、再履修の基準）、実績情報（過去の研修実施回数、研修修了者数）、連絡先等（申し込み先、資料請求先、苦情対応部署の連絡先）、研修評価（受講生アンケートの結果、自己評価）

（研修事業執行担当部署）

第 22 条 本研修事業は、当社土屋ケアカレッジにて執行する。

（その他留意事項）

第 23 条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

(1) 研修の受講に際して、受講申し込み受付時または研修開始日の開校式までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。

- ①戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出
- ②住民基本台帳カードの提示
- ③在留カード等の提示
- ④健康保険証の提示
- ⑤運転免許証の提示
- ⑥パスポートの提示
- ⑦年金手帳の提示
- ⑧国家資格等を有する者については免許証または登録証の提示
- ⑨マイナンバーカード等の提示

(2) 研修に関して下記の苦情等の相談窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：土屋ケアカレッジ受講生担当窓口 電話 050-3138-2024

(3) 当事業所は、個人情報の保護の重要性を認識し、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。受講者とは電磁的方法もしくは書面により同意を得る。

(4) 当事業所は、都道府県に研修実施状況を報告する場合を除き、研修の実施に際して知り得た個人情報を研修目的以外のために利用し、又は第三者に提供しない。

(5) 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

（施行細則）

第 24 条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

（附則）

この学則は令和 3 年 7 月 15 日から施行する。

（附則）

この学則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この学則は令和5年9月1日から施行する。

(附則)

この学則は令和6年4月1日から施行する。

カリキュラム

介護職員初任者研修課程 土屋ケアカレッジ尼崎教室

日数	時間数	科目番号	科目名	備考
1日目	0.5		入校式（オリエンテーション）	入校式
	3	(1)-①	多様なサービスの理解	
	3	(1)-②	介護職の仕事内容や働く現場の理解	
2日目	1	(2)-①	人権と尊厳を支える介護	「1回目課題提出日」
	1	(2)-②	自立に向けた介護	
	1	(3)-①	介護職の役割、専門性と多職種との連携	
	1	(3)-②	介護職の職業倫理	
	1	(3)-④	介護職の安全	
	1	(4)-①	介護保険制度	
	1	(4)-②	障害者自立支援制度およびその他制度	
3日目	1	(5)-①	介護におけるコミュニケーション	
	2	(5)-②	介護におけるチームのコミュニケーション	
	2	(6)-①	老化に伴うこととからだの変化と日常	
	1	(6)-②	高齢者と健康	
	1	(7)-①	認知症を取り巻く状況	
	1	(7)-③	認知症に伴うこととからだの変化と日常	
4日目	1	(7)-④	家族への支援	「2回目課題提出日」
	1	(8)-①	障害の基礎的理解	
	1	(8)-③	家族の心理、かかわり支援の理解	
	3	(9)-①	介護の基本的な考え方	
	2	(9)-②	介護に関するところのしくみの基礎的理解	
5日目	2	(9)-③	介護に関するからだのしくみの基礎的理解	
	1	(9)-④	生活と家事	
	1	(9)-⑤	快適な居住環境整備と介護	
6日目	5	(9)-⑥	整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	
7日目	7.5	(9)-⑦	移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	
8日目	7.5	(9)-⑧	食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	
9日目	7.5	(9)-⑨	入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	
10日目	7.5	(9)-⑩	排せつに関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	
	3	(9)-⑪	睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	
11日目	4	(9)-⑫	死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護	
	6	(9)-⑬	介護過程の基礎的理解	
12日目	6	(9)-⑭	総合生活支援技術演習	技術評価 課題返却日
13日目	2	(10)-①	振り返り	修了試験
	2	(10)-②	就業への備えと研修修了後における継続的な研修	
	1.5		修了評価・修了式	